

平成17年6月20日中小企業金融公庫 証券化支援部

# 城北信用金庫フレンド・ファンド2 (中小公庫第3回保証型)

## 参加企業募集のお知らせ

#### 【ご相談窓口金融機関】

# 城北信用金庫

#### 【募集期間】

平成 17 年 6 月 20 日 (月) ~平成 17 年 9 月 30 日 (金)

#### 【参加条件】

- (1) 中小企業金融公庫法第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 青色申告者であり、法人税に未納がないこと。
- (3) 業歴3年以上(法人の設立登記後3年以上であることをいう。)の法人であること。
- 2 期連続の正常決算(各 12 ヵ月のもの。ただし、合併等を行っているものについては、期中に事業内容に大きな影響を与える合併等を行っていないものに限る。)を有すること。
- (5) 数值基準

提出を受けた直近決算の数値が、次の全てを満たしていること。

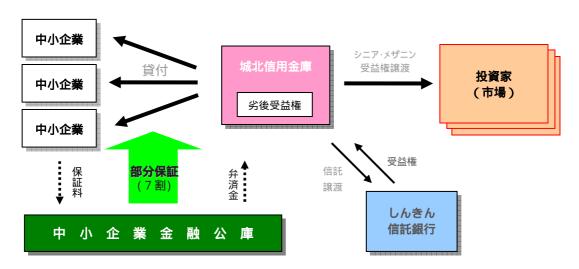
- イ. 経常利益を計上していること。
- 口. : 自己資本比率(自己資本/使用総資本)が5%以上であること。
- 有利子負債月商倍率(有利子負債/平均月商)が12倍以内であること。ただし、有利子負債と ハ. は、短期借入金(コマーシャル・ペーパーを含む。) 長期借入金、社債(普通社債及び新株予 約権付社債)の合計をいい、今次貸付申込額を含みます。
- 城北信用金庫との与信取引歴が2年以上であること。ただし、公認会計士若しくは監査法人のいずれ (6) かの監査証明の提出を受けられる場合、又は日本税理士会連合会の中小会社会計基準チェックリスト の提出を受けられる場合等当公庫が認める場合は、この限りではありません。
- (7) 城北信用金庫の審査と当公庫の審査のいずれをも通過すること。

#### 【融資条件等】

資金使途	設備資金及び長期運転資金。ただし、原則として旧債振替資金は認めません。
貸付の方法	証書貸付
貸付金額の 上限及び下限	貸付金の限度額は、1中小企業者につき 5 百万円以上 5 千万円以下とし、五十万円単位 とします。 なお、関連会社 <sup>(注)</sup> と並行した申込みは行えません。 (注)関連会社とは、経営陣、株主構成、取引関係及び金融・債務保証関係からみて申 込先と一つの企業集団を構成しているとみられるものをいいます。
保証料率	未定。保証契約の効力発生日までに一括して徴求します。
利率	城北信用金庫所定の利率(詳しくは、城北信用金庫にご相談下さい)。
償還期限	平成 20 年 11 月 15 日(予定)
償還の方法	元金均等償還。毎月割賦償還(償還回数は全 36 回 )。 なお、貸付実行日から保証契約の効力発生日までを据置期間とし、初回の元本返済日は 平成 17 年 12 月 15 日とする。
担保	無担保
保証人	原則として、代表者1名を連帯保証人とします。
貸付予定日	平成 17 年 6 月 20 日から平成 17 年 10 月 14 日までの間において個々の貸付けごとに設定します。ただし、市場環境等により変更されることがあります。

- (注)1.被保証貸付の件数が一定数に満たない場合、又は金融環境等が変化した場合等にあって、被保証貸付債権に 係る証券化の組成が中止されたときは、貸出人による貸付けが実行された場合であっても、当公庫による保 証は行わない場合があります。
  - 2.募集総額の上限を超過することが明らかに予想される場合、募集期間の終了前であってもお申込みを締め切ることがあります。

### 【スキーム図】



参加企業は、城北信用金庫より新規融資を受け、中小公庫は当該貸付債権に部分保証(7割)を付す。 城北信用金庫は、当該貸付債権をしんきん信託銀行に譲渡し、受益権を取得する。

城北信用金庫は、劣後受益権を保有し、シニア・メザニン受益権を投資家へ販売する。



#### 【お問合せ窓口】

- 申小公庫証券化支援スキームの詳細中小企業金融公庫 本店 証券化支援部 Tel 03-3270-4247ホームページもご覧下さい。http://www.jasme.go.jp/
- 個別のご相談・ご参加のお申し込み 城北信用金庫までお問い合わせください。 店舗のご案内については、ホームページをご覧ください。http://www.shinkin.co.jp/johoku/

## 【ご注意】

- このご案内は、「城北信用金庫フレンド・ファンド 2 (中小公庫第 3 回保証型 )」の概要をお知らせする ことを目的としたものであり、融資を約束するものではございません。
- 城北信用金庫・中小公庫の審査の結果、ご希望に沿えないこともございます。
- この資料に記載されている内容、条件等は、今後の金融環境、市場動向、その他諸事情により変更することがあります。
- その他ご不明な点は、上記の担当窓口までお問い合わせ下さい。